

各都道府県総務部  
（都道府県財政担当課、市町村担当課、  
都道府県立病院担当課扱い）  
各指定都市財政担当局  
（指定都市財政担当課、市立病院担当課扱い）  
関係一部事務組合  
（都道府県・指定都市が加入するもの）  
関係広域連合  
（都道府県・指定都市が加入するもの）

御中

総務省自治財政局公営企業課  
総務省自治行政局公務員部公務員課

#### 公立病院における新型コロナワクチンの接種体制の強化に向けた協力依頼について

新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等を始めとする新型コロナウイルス感染症への対応に際しては、公立病院（地方独立行政法人が運営する病院を含む。以下同じ。）に多大なるご尽力をいただいていることに深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の高齢者向け接種については、「新型コロナワクチンの高齢者向け接種の前倒しについて」（令和 3 年 4 月 30 日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）で示したとおり、6 月最終週までに全高齢者が 2 回接種可能となる量のワクチンを供給できる見込みであることを踏まえ、接種 2 回目の終了時期を 7 月末に前倒しするよう厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）に依頼したところです。

現在、各自治体において、新型コロナワクチンの接種を進めるべく体制構築を進めていただいているところですが、ワクチン業務を担う医師、看護師等の確保が大きな課題となっております。公立病院は、地域医療を支える重要な役割を担っていることから、地域住民の喫緊の課題である新型コロナワクチン接種の一刻も早い完了に向け全力で取り組むことが期待されております。各地域においては、すでに多くの公立病院が地域の実情等を踏まえ、ワクチン業務に積極的に協力いただいているものと思いますが、公立病院担当部局においては、改めて上記の趣旨を踏まえ、公立病院の医師・看護師等によるワクチン接種等への最大限の協力等、迅速な接種体制の構築をできる限り推進いただきますようお願いいたします。

なお、公立病院の医師・看護師等が接種に従事する場合における兼業許可に係る手続きについては以下のとおりですので、ご留意ください。

- ① 公立病院の医師・看護師等に対し、任命権者が、当該公立病院や集団接種会場等において、新型コロナワクチンの接種に従事するよう業務命令を行う場合：当該病院の医師・看護師は業務として従事することとなるため、特段の手続きは不要

- ② 公立病院の地方公務員である医師・看護師等が、報酬を得て民間病院や集団接種会場等において接種に協力する場合：地方公務員法第 38 条の規定による任命権者の兼業許可を受けて接種業務に従事することが可能（地方公営企業法を全部適用する公立病院についても適用）

※兼業許可は、①職務の能率の確保、②職務の公正の確保、③職員の品位の保持の観点から行われるものであるところ、接種業務への従事は一般にこれらを満たすものであると考えられるため、迅速に許可手続を進める、複数回の業務を包括的に許可するなど、できる限り柔軟な取扱いとなるよう、ご配慮願います。

財政担当部局におかれましても、上記の趣旨に鑑み、公立病院担当部局において最大限の協力が可能となるよう、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等を活用した財政措置等に十分ご配慮いただくようお願いいたします。

各地方公共団体におかれては、設立する地方独立行政法人に対してこの旨ご連絡いただくとともに、都道府県におかれては、市町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合に対しても、この旨をご連絡願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

（連絡先）

自治財政局 公営企業課

担当：石切山、窪西

電話：03-5253-5634

公務員部 公務員課

担当：原田、星野

電話：03-5253-5543